

生徒心得

1 登下校

- (1) 開門は7時30分、朝学習・予鈴8時25分、点呼は8時30分より、第1時限目を8時40分始業とする。
- (2) 下校最終時刻は16時50分とする。ただしやむを得ぬ事情により居残る場合は担当（顧問・担任）の先生の同意を得てから「居残願」を前日の昼までに生活指導部に提出し許可を得る。
- (3) 土曜・日曜・祭日・その他の休日の登校は認めない。ただしやむを得ぬ事情により登校する場合は、所定の願書を事前に生活指導部に提出しその許可を得る。
- (4) 長期休業中の登校については別に定める。
- (5) 登下校の際は交通規則を守ること。なお自転車通学を行う生徒は「自転車通学許可届」に所定の事項を記入し、担任を経て生活指導部に提出し許可を得る。
- (6) オートバイ・自動車による登下校は厳禁する。

2 校内生活

- (1) 常に礼儀を正しくし校舎の内外を問わず職員・来訪者はもとより、生徒相互間においても挨拶をかわすこと。
- (2) 生徒相互間の交際は常に明朗友愛を旨とし、相互の人権を尊重するとともに互の人格の向上につとめること。
- (3) 校舎の清潔を保持するため、指定の上履きを使用する。
- (4) 校舎・施設・用具は大切に正しく扱い破損・紛失の場合は担当の先生に直ちに「破損・紛失届」を提出する。なお校舎・施設・用具の使用は、各施設の使用規定に基づく。
- (5) 次の事項を行うに当っては生活指導部の許可を得る。
 - ア 外部の集会・催し物への参加
 - イ ポスター類の掲示、ビラ類の配布、印刷物類の刊行配布
 - ウ 募金・売買の行為
- (6) 在校時間中の外出は認めない。ただし特に外出を必要とする場合は担任の承認を得て外出許可証を提示すること。
- (7) 昼食は原則として各自が持参し、昼休み時間内にホームルーム教室でとる。
- (8) 校内校外を問わず、いかなる場合においても暴力行為は固く禁止する。
- (9) 校内校外を問わず、飲酒喫煙等の行為は厳禁する。
- (10) 「青井授業規律」を遵守する。
- (11) 校内で政治活動・選挙活動を行う際は、必ず事前に届け出て許可を得ること。

3 校外生活

- (1) 高校生としての誇りと自覚をもって行動する。
- (2) 風紀上好ましくない場所に入入りしない。
- (3) 旅行をするときは、保護者の同意を得てから「旅行届」を担任に提出し、その後

担任が生活指導部・経営企画室に届け出る。

- (4) アルバイトをする場合は、保護者の許可を得たうえで、「アルバイト願」を担当に提出する。
- (5) 校外で事故があった場合はすみやかに関係機関に連絡し、また、できるだけ早く学校に連絡し指導を受ける。

4 問題行動（特別指導になる行為）

- (1) 法律等に著しく抵触する行為。（窃盗，恐喝，暴力行為，薬物等）
- (2) 飲酒（同席を含む），喫煙（同席や所持を含む），バイク・車通学，暴言，指導無視，授業妨害，いじめ等他人に危害を加える行為や秩序を乱す行為。
- (3) 考査中の不正行為。
- (4) 度重なる授業の中抜けや頭髪，服装違反行為。
- (5) SNSの不適切な使用
- (6) その他，指導を必要とする行為。

5 願い・届け

- (1) 退学・転学・休学・復学等を希望する場合は，所定の申請書に事由を記して願い出ること。（病気等のため，休学を必要とする場合は医師の診断書を添えること。）
- (2) 転居・保護者の変更等はそたびごとに，すみやかに届け出ること。
- (3) 遅刻・早退・欠席について
 - ア 出席は朝のSHRでとり，それ以後を遅刻とする。遅刻したときはその理由を担当に報告する。
 - イ 早退するときは生徒手帳にその理由を記入し，担任の許可を得る。
 - ウ 欠席する場合は保護者を通じて，担任に連絡をとる。
 - エ 忌引日数は次のとおりである。
父母7日、(曾)祖父母・兄弟姉妹3日、伯父・伯母(叔父・叔母)等1日
葬儀のため遠隔の地に旅行する必要がある場合には実際に要する往復日数を加算することができる。
 - オ 親族の結婚式への出席は公欠に準ずる扱いとする。
- (4) 出席停止について
学校保健安全法に定められた学校感染症（P40参照）にかかった場合は，すぐに学校（担任，保健室）に連絡。その後，病気が治って登校する時に医師の証明書を学校に提出すること。（出席停止となる。）
- (5) 願い・届けはすべて学校に備えつけの用紙および生徒手帳を利用する。

6 保健・清掃

- (1) 日頃から睡眠・食事（栄養）・排便・運動に気をつけ，規則正しい生活を送ろう。
自分の健康は自分で守ろう！
- (2) 清掃は各クラスの計画に従って毎日実施しよう。ゴミの分別・リサイクル等校内美化に協力しよう。

考查中の心得

- (1) 机の中は空にして、机の上には筆記用具以外のものは置かない。筆記用具以外の持ち物（ペンケースも含む）はすべてカバンの中に入れてしまうこと。
- (2) 携帯電話等は、電源を切り、ロッカーもしくはカバンの中にしまっておくこと。
- (3) カバンは机の下に置くこと
- (4) 筆記用具の貸し借りはしてはならない。やむを得ない時は、監督の許可を得ること。
- (5) 下敷きは原則として使用しないこと。やむを得ない時は、監督の許可を得ること。
- (6) 問題が不明な時は、挙手して監督に尋ねること。（ただし、問題の内容にふれるものではないこと。）
- (7) 考查中の途中退室は認められない。やむを得ずトイレ等で退出する場合は監督の許可を得たうえで退出し、速やかに教室に戻る。ただし、答案はその場で回収される。また、教室に戻らなかった場合は、その科目は0点となる。
- (8) 考查中の私語は、禁止とし、不正行為と見なす。その他、監督の指示に従わなかった場合は、その科目を0点とする。不正行為、あるいはその疑いを受ける行為は絶対に行わない。考查中に不正行為があった場合は、その考查期間の全科目を0点とする。

自習時間の心得

- (1) 教科担任の先生が始業 10 分を経ても教室にみえないときは、クラス代表生徒が職員室（教務の先生）に連絡し指示をうける。
- (2) 自習はホームルームまたは指示された教室で静粛に行い、他の授業などに迷惑をかけないようにする。

服装のきまり

- (1) 特に指示された場合を除いては、本校指定の制服を着用する。
- (2) 本校指定の制服冬服 (10 / 1~5 / 31) 夏服 (6 / 1~9 / 30)

男子

上着	グレー シングルブレザー 3つボタン
スラックス	グレーベース チェック
ネクタイ	紺ベース ストライプ
セーター・ベスト	白・紺ベース Vネックサックスライン

女子

上着	グレー シングルブレザー 3つボタン
スカート	紺ベース タータンチェック
リボン	紺ベース ストライプ
セーター・ベスト	白・紺ベース Vネックサックスライン

*ただし、夏服では上着、ネクタイあるいはリボンを着用しなくてもよい。

*女子は男子用のスラックス、もしくは女子用のスラックスを着用しても構わない。

- (3) コートは華やかな色をさけ、形は高校生らしいものとする。フード付きのコートやジャンパーを征服の上着の上に着用することを認める。しかし、パーカーの着用は認めない。
- (4) ワイシャツの色は白のみとし、裾はズボン（スカート）の中に入れること。
- (5) 教科等の必要に応じて服装を指定するときは必ずこれを着用する。
- (6) 頭髪に手を加えること（脱色、染色、エクステンション、パーマなど）は認めない。
- (7) ピアスの着用は認めない。
- (8) 通学用靴は革靴、運動靴とし、校内では指定された上履きを使用する。ただし、体育館では体育館履きを使用する。
- (9) スカートの下にジャージやスエット等を着用することは認めない。
- (10) 本規定以外の服装をする場合は保護者の同意を得て「異装願」をホームルーム担任を経て生活指導部に提出し許可を得る。

青井の授業規律

東京都立青井高等学校
生活指導部

1 チャイム着席

- (1) 授業前に飲み物や携帯電話など、授業に必要なものはロッカーやカバンの中にしまう。
 - ① 制服着用など身だしなみを整え、気持ちを切り替える。
➡化粧している生徒は、教科担当者の先生の指示に従い、授業開始時に職員室へ行き、化粧を落とす。➡化粧を落とすまで、授業に出られない。
 - ② ジャージでの授業への参加は認めない。
➡トイレなどで着替える（遅刻）
- (2) 筆記用具や教科書、ノートなどを机上に整え、授業の準備をする。
➡授業に必要なものが机上に準備できていない場合は、態度点などで減点される。

2 挨拶の励行

- (1) 授業開始や終了の挨拶をしっかり行い、けじめをつける。
 - ① ペットボトルやジュースなどの飲み物やお菓子類、鏡、カバンなど授業に関係のないものは机上に置かない。
➡教科担当者の指示や指導に従わない生徒は、指導対象者とする。

3 授業への集中

- (1) 授業は集中して聞き、絶対に寝ない。
➡授業中に寝ている生徒は、態度点などで減点される。
- (2) 授業中の飲食は禁止する。
➡授業中に飲食を行った生徒は、指導対象者とする。
- (3) 授業中に携帯電話を使用したり、触ったりしない。
 - ① 携帯電話は、マナーモードもしくは電源を切って、ロッカーか自分のカバンの中にしまう。机の上に置いたり、机の中には入れない。
➡携帯電話を使用した場合（携帯電話に触れることも含む）は、携帯電話を預かり、放課後に反省文を書き担任の先生から返却してもらう。

○東京都立青井高等学校学則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学校教育法施行規則の規定に基づき、東京都立青井高等学校の学則として必要な事項を定めるものとする。

(課程等)

第 2 条 課程、学科については、東京都教育委員会の定めるところにより、全日制課程、普通科とする。

(修業年限)

第 3 条 修業年限は、3 年とする。

(学年)

第 4 条 学年は、4 月 1 日から始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 5 条 学年を分けて、次の 3 学期とする。

- (1) 第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで
- (2) 第 2 学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (3) 第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

(休業日)

第 6 条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 31 日まで
- (2) 冬季休業日 12 月 26 日から 1 月 7 日まで
- (3) 春季休業日 3 月 26 日から 4 月 5 日まで
- (4) 開校記念日 5 月 2 日
- (5) 都民の日 10 月 1 日

(教育課程)

第 7 条 教育課程は、高等学校学習指導要領及び東京都教育委員会の定める基準により編成する。

(単位の認定)

第 8 条 校長は、生徒が学校が定める指導計画に従って教科及び科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足することができると認められるときは、その教科及び科目について所定の単位を修得したことを認定するものとする。

(学年の課程の修了)

第 9 条 校長は、生徒の平素の成績を評価して、学年の課程の修了を認定するものとする。

(全課程の修了)

第 10 条 校長は、生徒が所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業を認定するものとする。卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与するものとする。

(収容定員)

第 11 条 東京都教育委員会の定めるところにより、各学年 240 名とする。

(職員組織)

第 12 条 東京都教育委員会の定めるところにより、校長は管理運営規定を別に定めるものとする。

(入学者の選抜)

第 13 条 入学を希望する者の出願資格、入学定員、出願手続等入学者の選抜については、東京都教育委員会の定めるところによる。

(入学)

第 14 条 入学を許可された者は、校長が定めた期日までに入学確約書を提出しなければならない。

(転学・編入学)

第 15 条 、校長は、東京都教育委員会の定めるところにより、転学・編入学を希望する者が相当の学力があると認められるときは、転学・編入学を許可することができる。

(退学)

第 16 条 生徒が退学しようとするときは、保護者と連署した退学申請書にその理由を記載して、校長に提出し、その許可を得なければならない。

(転学等)

第 17 条 生徒が転学し、又は転籍しようとするときは、保護者と連署した転学申請書にその理由を記載して、校長に提出しなければならない。

(休学)

第 18 条 生徒が病気その他やむを得ない理由で 3 か月以上出席することができないときは、保護者と連署した休学願にその理由を記載して、校長に願い出る

ことができる。ただし、病気による休学を願い出るときは、医師の診断書を添付しなければならない。

2 校長は、前項の願い出があったときは、3か月以上2年以内の範囲で休学を許可することができる。ただし、当初の休学許可の日から引き続き2年を超えない範囲内で、校長が必要があると認めるときは、休学を更新することができる。

(休学の取消し)

第19条 前条第2項の規定により休学を許可された生徒が3月までの間に休学の理由がなくなったときは、その理由を記載し、保護者と連署して校長に届け出なければならない。

2 校長は、前項の届出があったときは、休学の許可を取り消すものとする。

(除籍)

第20条 校長は、次の各号のいずれかに該当する生徒については、除籍することができる。

- (1) 授業料納付の義務を怠った者
- (2) 休学の期間が満了して復学しない者
- (3) 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

(授業料等)

第21条 授業料、入学料及び入学手数料については、東京都教育委員会の定めるところによる。

(表彰)

第22条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第23条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

2 前項の懲戒のうち、訓告、停学及び退学は、校長が行う。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

附 則

この規則は、平成30年9月1日から施行する。